

## 企業倫理遵守に関する行動基準

私たちは、「エネルギーの最適サービスを通じて豊かな生活と快適な環境の実現に貢献する」というグループ経営理念の下、東京電力が、社会と共に持続的成長を遂げ、「エネルギー・サービスのトップランナー」となることを目指して、行動します。

その際に、その行動が企業倫理に反することのないよう、それぞれの立場や仕事の局面において、以下に定める「行動基準」を遵守します。

### I. ルールの遵守

～ 私たちは、何よりも人を大切に考え、法令をはじめとする社会のルールを必ず守ります。

#### 1. 人間の尊重

##### (1) 安全を最優先

- 私たちは、安全を常に最優先に考え行動します。
- 私たちは、安全に関する規制法令、保安規程・規定等を遵守することはもとより、
  - ・ 運営する設備などにおいて、安全確保対策を確実に実施します。
  - ・ 異常や危険の兆候を発見した場合は、最善の安全措置をとります。
  - ・ 万一、事故や災害が発生した場合には、迅速な救護と復旧に努めます。
  - ・ 現場の作業環境や手順などについて、安全第一を徹底して公衆ならびに作業従事者の安全確保に努めます。

##### (2) 環境への配慮

- 私たちは、環境に関する法令等を遵守することはもとより、
  - ・ 資源の有効活用や省エネルギーに努めます。
  - ・ 事業活動に伴う環境負荷を極力低減するよう努めます。

##### (3) 人権の尊重

###### ① 差別・プライバシーの侵害の禁止

- 私たちは、互いに人として敬意を払い、常に相手の立場にたって考え、行動します。
- 私たちは、性別、信条、身体的条件、社会的身分などによる差別やハラスメント（いやがらせ）、プライバシーの侵害を決して行いません。また、他人がそれをするを許しません。

## ② 働きやすい職場環境の整備

- 私たちは、一人ひとりの人格、個性や多様性（ダイバーシティ）を尊重します。
- 私たちは、多様性に富んだ一人ひとりが能力を向上し発揮できるよう、安全で働きやすい職場環境を整備します。

## 2. 法令等の遵守

### (1) 法令の遵守

- 私たちは、国内外の法令およびその精神を遵守し、社会のルールに反する行為を決して行いません。
- 私たちは、電気事業に携わる者として、
  - ・ 事業の規制に関する法令に基づき、適正な事業運営を行い、電気事業者としての使命、責任を確実に果たします。特に、
    - ・ 電気事業法に基づき経済産業大臣に届け出た保安規程を遵守し、電気工作物の保安に万全を期します。
    - ・ 原子炉等規制法に基づき経済産業大臣に申請した保安規定を遵守し、原子炉施設の保安に万全を期します。
    - ・ 電気事業法に基づき、電気の安定供給を確実に果たします。
  - ・ 独占禁止法および関連諸法令に基づき、市場において良識ある行動に努め、公正、透明、自由な取引を行います。
  - ・ 会計処理および税等に関する法令に基づき、経理処理、財務報告、納税を適正に行います。

### (2) 契約の遵守

- 私たちは、お客さま、お取引先、地域社会などと取り交わした契約や約束を必ず守ります。

### (3) 社内規程等の遵守

- 私たちは、規程等の社内ルールを遵守し、厳正かつ的確に業務を処理します。また、これらの社内ルールを、社外の動向や業務の実態を勘案し、適切な内容となるよう、適宜見直します。

### (4) 法令等の遵守に向けた行動

- 私たちは、法令・社内規程等を的確に遵守するため、
  - ・ 自らの業務に関連するルールについて把握するとともに、日頃、その知識の向上に努めます。
  - ・ 業務処理等の場面において、該当するルールを適宜確認するとともに、その解釈に疑義が生じたり、悩んだりした場合は、決して曖昧なままにしたり、内輪で勝手な解釈をしたりすることなく、社内外の関係箇所に必ず確認します。
- 私たちは、日頃の業務において、法令・社内規程等に反することがないか、確認に努めるとともに、問題が発見された場合は、速やかに、公明正大に対処します。

### 3. 情報の適正な取り扱い

#### (1) 文書の正確な作成・適正な管理

- 私たちは、業務に関する文書を、事実に基づき正確に作成し、適正に管理します。
- 特に、社会の信頼、安全・安心のベースとなっている設備の建設・運転・保守等に係わる各種データや異状の有無等の記録文書については、決して改ざん等することなく、正確に作成します。

#### (2) 個人情報の保護

- 私たちは、個人情報を、適正に取得、利用、管理します。本人の同意を得るなどの正当な理由なく、目的外の利用や第三者への開示を行いません。

#### (3) 知的財産の保護

- 私たちは、他者および当社の知的財産を尊重し、
  - ・ 外部情報については、他者の知的財産を侵害しないよう、適正な手段で入手、利用します。
  - ・ 社内情報については、知的財産の価値に応じ、的確に保護します。

#### (4) 機密情報の保持

- 私たちは、当社の機密情報を、適正に管理します。会社の許可なく第三者に開示したり、業務以外の目的で私的に使用しません。

#### (5) インサイダー取引の禁止

- 私たちは、未公表の会社情報に基づくインサイダー取引を行いません。

### 4. 役員・管理職としての任務の遂行

- 役員・管理職は、その職責・役割を強く認識し、本行動基準を自ら率先して遵守するとともに、職場において企業倫理遵守の徹底を図ります。

## II. 誠実な行動

～ 私たちは、東京電力の一員として、社会の信頼を誇りに、お客さまの満足を喜びに感じることができるよう、誠実に行動します。

### 1. 基本姿勢

- 私たちは、一人ひとりが社会の一員であるとの認識にたち、すべての人に誠意をもって接するとともに、良き市民として地域社会に積極的に貢献していきます。
- 私たちは、社会の信頼とお客さまの満足を得るよう、前例にとらわれることなく、自らの業務について、その品質がどうあるべきかを常に考え、改善・改革に努めます。
- 私たちは、社内外のルールを遵守しつつ、誠実な行動が果たせるよう、自らの知識・技能の向上をはじめとする自己研鑽に努めるとともに、そのベースとなる社会的感性を磨いていきます。
- 特に、設備の建設・運転・保守等に携わる者は、社会から安全・安心の確保を託されている

ことを強く認識し、その期待に応えるよう、真摯な態度で業務に取り組みます。

## 2. 社外との適切な関係

### (1) お客さまやお取引先との関係

- 私たちは、お客さまやお取引先などに対し、常に相手の立場にたって考え、誠実に接します。贈答や接待については、受ける場合、行う場合とも、良識の範囲内にとどめ、節度ある健全な関係を保ちます。
- 私たちは、関係会社や協力企業を含め、お取引先とは、パートナーシップにより支えられていることを十分に認識し、相互の信頼関係を構築します。

### (2) 政治や行政との関係

- 私たちは、政治や行政に対し、健全で透明な関係を保ちます。親睦等の単なる交流についても、その時期や態様等をよく考慮し、十分に節度を保ちます。

### (3) 反社会的勢力に対する姿勢

- 私たちは、反社会的な勢力に対し、毅然とした態度で臨みます。どのような名目であっても、いかなる利益供与も行いません。

## 3. 公私のけじめ

- 私たちは、会社における職務や地位を、私的利益のために利用することはしません。
- 私たちは、私的利害が会社と対立する状況が生じた場合、中立的な立場を維持し会社に不利益となるような行為を行いません。
- 私たちは、会社の財産（設備、備品、貸与品、金銭、知的財産等）を私的な目的で使用しません。
- 私たちは、職場において、会社の許可なく政治や宗教等の個人的な活動を行いません。

## III. オープンなコミュニケーション

～ 私たちは、オープンなコミュニケーションを通じて、明るく元気な職場をつくり、速やかな課題解決と社会からの信頼獲得に努めます。

### 1. オープンな話し合い

- 私たちは、業務や職場の課題について、常に問題意識を持ち、お互いにオープンに話し合います。
- 私たちは、職場で解決困難な問題があった場合、決して抱え込むことはせず、上位職者や上位機関に対し相談し速やかに解決を図ります。
- 特に、上位職者や上位機関は、下位職者や下位機関からの相談について、どのようなものであっても必ず受け止め、真摯に対応します。また、日頃から相談しやすい職場環境づくりに努めます。

### 2. 社会との積極的なコミュニケーション

- 私たちは、お客さま、地域社会、株主や行政に対して、企業活動の状況、設備のトラブル・

事故等をはじめとする安全に関わる情報を、適時・適切かつ積極的に開示、報告し、事業運営に関する一層の透明性を確保します。

- 私たちは、お客さま、地域社会、株主やお取引先との対話等を積極的に行い、その期待に誠実に応えていきます。

## 【運用ルール】

### 1. 本行動基準の主語

- 本行動基準の主語は「私たち」であり、東京電力の役員・社員を指しています。
- 本行動基準の内容や解釈に関して疑義や意見がある場合は、企業倫理委員会統括事務局（企業倫理グループ）にお問い合わせください。

### 2. 本行動基準に違反した場合の対応

- 本行動基準に反して、企業倫理上問題がある行為を行った場合は、就業規則に基づき、懲戒処分の対象となります。
- 仕事の進め方などが本行動基準に反し、企業倫理上問題あるのではないかと疑問に感じたり、判断に迷ったときは、必ず上司に相談してください。もし、上司に相談できない雰囲気があったり、相談しても聞いてもらえない場合は、必ず「企業倫理相談窓口」に相談してください。
- 「企業倫理相談窓口」へ相談した場合、相談者のプライバシーは厳重に保護されるとともに、相談したという行為自体を理由に会社から不利益な取り扱いを受けることは一切ありません。

### 3. 本行動基準の定着に向けた活動

- 本行動基準の定着を図るため、役員・社員の一人ひとりが、行動基準を理解した上で、行動基準の遵守に関する宣誓書に署名するとともに、定期的に職場において研修等を実施します。

### 4. 本行動基準の見直し

- 本行動基準は、社内外の情勢変化に適応するため、職場からの意見や社内モニタリング調査結果等に基づき、企業倫理定着に向けた活動計画と合わせて、毎年、企業倫理委員会において審議し、必要に応じて見直します。
- 本行動基準をさらに具体化する必要がある場合、当該職場の行動基準を作成することができます。その場合は、企業倫理委員会統括事務局（企業倫理グループ）に報告してください。

以上